## 令和2年度「適合証明技術者」登録の有効期間について

今回の登録から、既存住宅状況調査技術者であることを適合証明技術者の登録要件とし、業務講習・登録受付を実施します。

なお、適合証明技術者の登録有効期間は、既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なりますので、下記をご覧ください。

①既存住宅状況調査技術者の資格有効期限が令和6年3月31日の場合（令和2年度に受講した場合）
適合証明技術者資格の登録有効期間は**令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間**となります。
なお、次回更新時も適合証明技術者の資格有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

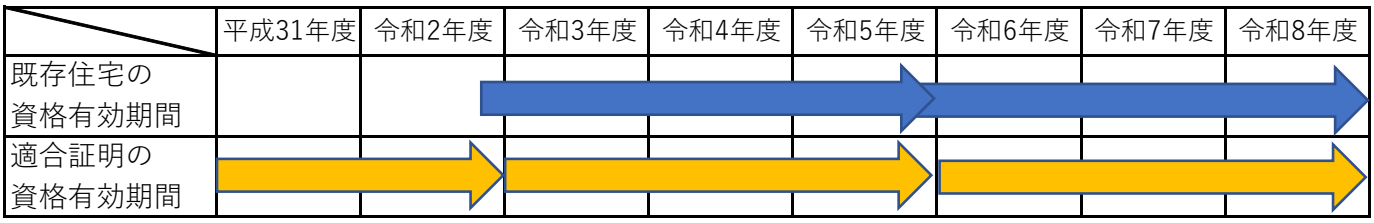


②既存住宅状況調査技術者の資格有効期限が令和5年3月31日の場合（平成31年度に受講した場合）
適合証明技術者資格の登録有効期間は**令和3年4月1日から令和5年3月31日までの２年間**となります。
なお、次回更新時は適合証明技術者の資格有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

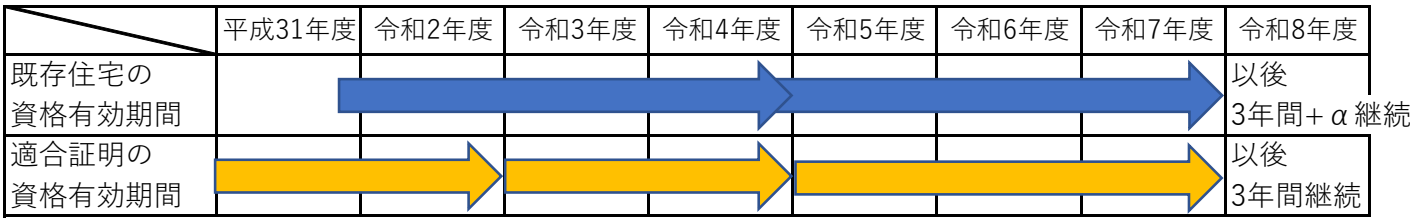

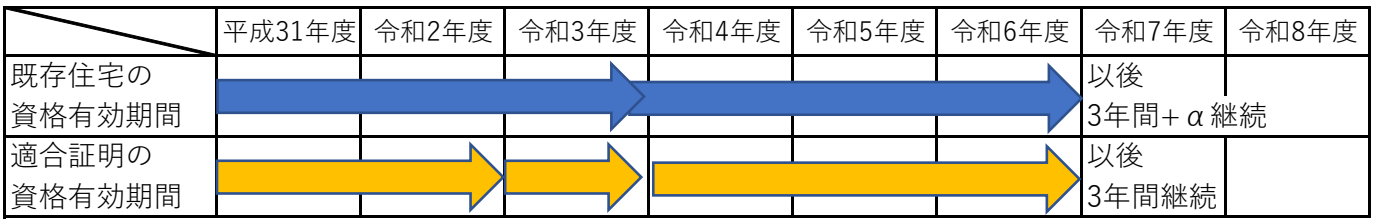
③既存住宅状況調査技術者の資格有効期限が令和4年3月31日の場合（平成30年度に受講した場合）
適合証明技術者資格の登録有効期間は**令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間**となります。
なお、次回更新時は適合証明技術者の資格有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。